

市会訓令甲第2号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

京都市会議長 田中 セツ子

第3条第1号、第4号、第5号及び第7号中「準ずる」を「準じる」に改め、同条中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とし、第12号から第15号までを3号ずつ繰り上げる。

第4条第1号、第2号及び第4号中「準ずる」を「準じる」に改め、同条中第6号から第9号までを削り、第10号を第6号とし、第11号を第7号とし、第12号を第8号とする。

第6条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第15号までを削り、第16号を第2号とする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(市会事務局政務調査課)